

自治体・中核機関と家庭裁判所との連携

地方自治体が中核機関や地域連携ネットワークを整備し、その機能を充実させていくにあたっては、家庭裁判所との連携がポイントになります。福祉行政においては福祉サービスの提供等により、本人やその支援者をサポートしています。このようなサポートを通じて得られたより身近で実情に即した情報が、家庭裁判所の後見開始や後見人選任等の判断に活かされることで、より適切な後見人の選任や交代につながるなど利用者がメリットを実感できる制度の運用の実現が可能となります。このような観点から、家庭裁判所と地方自治体が適切に役割を分担した上で、連携して、中核機関や地域連携ネットワークの整備に取り組むことが重要といえます。

まず、中核機関や地域連携ネットワークを整備する段階においては、家庭裁判所が持っている成年後見制度の運用に関する知見や統計データなどを共有しながら取組を進めていくことがポイントとなります。また、成年後見制度利用促進機能の充実を図る段階では、後見人等候補者を家庭裁判所に推薦するにあたり、家庭裁判所との間で後見人等の選任イメージを共有しておくことがポイントとなります。さらに、後見人支援機能（モニタリング・バックアップ）の充実を図る段階では、類型の変更、後見人等の追加選任や辞任・交代などの必要性が生じた場合に、後見人等の監督を行う家庭裁判所との連携が必要となりますので、そのイメージを共有しておくこと

も重要です。

基本計画が目指す「利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善」は、中核機関や地域連携ネットワークが整備され、本人をとりまく後見人や親族、福祉関係者、自治体の職員、専門職、家庭裁判所など、様々な立場・職種の方々が本人に関わり、法律的・福祉的な観点も含めた多角的な検討や、それぞれの強みを活かした支援を行うことによって、初めて実現できるものであるといえます。全国どの地域に住んでいても、安心して成年後見制度を利用し、メリットを実感できるようにするためには、地方自治体と家庭裁判所が連携し、協力しながら体制整備に取り組む必要があります。

現在、全国の家裁判所では、地方自治体との間で、中核機関等の整備や機能充実に向けた意見交換を行ったり、地方自治体が主催する協議会に参加したりするなどの連携を行っています。また、地方自治体が実施する研修に職員を講師として派遣し、成年後見制度や家庭裁判所での運用について説明するといった協力も行われています。地方自治体の方々にとって、家庭裁判所は敷居の高い存在と感じられるかもしれませんが、家庭裁判所は、地方自治体と「顔が見える関係」を築き、地域の実情に応じた効果的な対応策と一緒に検討しながら取組を進めていきたいと考えています。ぜひお気軽に全国の家裁判所に御連絡ください。

地域連携ネットワークのイメージ

